

## 第18回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和7年12月10日(水)

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1階 会議室

3 出席委員	1番 水谷政利	2番 小野もと子	3番 石崎吉男
	4番 廣瀬栄	5番 山崎美榮子	6番 飯村伸一
	7番 三輪正	8番 高橋浩	9番 萩原重信
	10番 高野済	11番 山口和明	14番 小松與平

4 欠席委員 12番 栗原茂 13番 本団孝

5 事務局 課長補佐 大和田誠 係長 山本茂輝

### 6 審議議案

議案第1号	農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可の取消願について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第5号	非農地証明願の意見の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第1号	農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第2号	農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号	制限除外の農地の移動届の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第6号	農地放題3条第1項第13号の規定による届出について

### 7 会議の顛末

開会 午後2時30分

議長) 只今より、第 18 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、9 番萩原委員、10 番高野委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、水谷委員、小野委員、高野委員、高橋推進委員、身内推進委員、2 班、山崎委員、飯村委員、山口委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名で約 24 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査を省略している案件です。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約10ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約68アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約161アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約232アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約795アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜及び果樹を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約265アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、花を育苗する計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、現地調査を省略している案件です。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番については、14番及び15番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番、14番及び15番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、小美玉市にて幼稚園を営む学校法人で、今回、隣接地に幼保連携型の認定こども園を設置にすることに伴い、通園する園児に食育に関する体験をさせることを目的に申請に及んだものです。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、サツマイモ及びジャガイモを作付けする計画となっております。譲り受け人は、学校教育を目的して設立された法人であるため、農地法施行令第2条第1項第1号ハ、の例外許可規定に該当するため、13番、14番及び15番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。13番及び14番、15番について、意見・質問のあ

る方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、13番及び14番、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、13番及び14番、15番については、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約205アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の16件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号 1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に八郷総合支所が存しているため、農地区分は第3種農地と判断いたしました。申請人は、子が所有する家に、子の家族と同居されておりますが、手狭なため隣地に自己住宅を建築するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理いたします。汚水・雑排水は、公共下水道に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいい

いたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請内容から農地改良による一時転用を行うため、農地法施行令第4条第1項イの例外許可規定に該当いたします。申請人は、申請地の一部が都市計画道路の収用の対象となり、ビニールハウスの一部を移設する必要が生じたため、本申請地の水田部分を田畠転換するため一時転用を行うものです。転用期間は、3カ月で、表土をはぎ取り、東大橋地内の公共工事で発生する第3種建設発生土によりかさ上げし、はぎ取った表土を戻す計画です。提出された関係書類により、転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の2件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。議案第3号、農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願いま

す。

### « 挙手なし »

議長) 無いようですので、1番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

### « 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、議案第3号の1番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在アパートに居住されておりますが、子供の成長により手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透枠を設置し、宅内処理いたします。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないとと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

### « 挙手なし »

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

### « 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当して

おりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地を太陽光発電事業用地とし転用し、再生可能エネルギーの供給を通じて、地域の環境保全に寄与するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に八郷総合支所が存しているため、農地区分は第3種農地と判断いたしました。申請人は、現状の住宅敷地が手狭で、車庫兼物置及び駐車スペースが必要なため、農地法の許可を得ず使用されておりました。今般、違反状態を是正するべく、始末書を添付の上、敷地拡張の申請をされたものです。雨水は、敷地内浸透処理されており、転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様

の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、住職を務める寺社の駐車場が狭小のため、参拝者等に不便をきたしていることから、隣接する本申請地を駐車場に転用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と山林等で囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い既存の資材置場が手狭で、駐車スペースの確保も必要なため、本申請地を転用するべく申請に及んだものです。なお、隣接地の資材置場の利用が収まりきれず、申請地にはみ出していたことから、始末書を添付しております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と山林等で囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず本申請地を進入路として使用していたため、今般、是正するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理されており、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

« 挙手なし »

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

« 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

## « 挙手なし »

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

## « 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在アパートに居住されておりますが、子供の成長により手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理いたします。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願ひいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

## « 挙手なし »

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

## « 挙手多数 »

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第4号の9件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第5号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、住宅敷地の一部として使用され、20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長) 無いようですので、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書11ページから30ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第18回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時7分 閉会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年12月10日

議事録署名人

議 長

9 番

10 番